

**大分市若手起業家育成事業に係る企画・運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務概要

(1) 業務名

大分市若手起業家育成事業に係る企画・運営業務委託

(2) 対象地域

大分都市広域圏

(大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町)

(3) 業務目的及び内容

別紙「大分市若手起業家育成事業に係る企画・運営業務委託 仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 提案上限額

39,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. プロポーザルに係る事項

(1) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、参加表明書提出日時点で、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）（以下これらを「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）（以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- ⑤ 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく

更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものと除く。）でないこと。

- ⑦ 大分市税を滞納している者でないこと。

（2）事業者選定までの予定スケジュール

項目	期間等
公募開始	令和8年1月5日（月）
質問書の提出期限	令和8年1月16日（金）17時15分まで
質問書に対する回答	令和8年1月21日（水）予定
参加申込書の提出期限	令和8年1月30日（金）17時15分まで
参加資格確認結果の通知	令和8年2月4日（水）予定
提案書等の提出期限	令和8年2月13日（金）17時15分まで
プレゼンテーション実施	令和8年2月20日（金）予定
選定結果の通知・公表	令和8年3月6日（金）予定
契約内容の調整	令和8年3月9日（月）～3月27日（金）予定

（3）質問及び回答

① 質問

質問期限：公告日から令和8年1月16日（金）17時15分まで（必着）

質問方法：質問書（様式第1号）により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス：keikin@city.oita.oita.jp

※メール件名に「大分市若手起業家育成事業に係る企画・運営業務委託プロポーザル質問」を付すこと。

※メール送信後に、創業経営支援課まで送信した旨の電話連絡をすること。

※質問は参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

② 回答

回答日：令和8年1月21日（水）予定

回答方法：質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、大分市のホームページ上で回答する。

（4）参加申込書の提出

① 提出資料

（ア）参加申込書（様式第2号）

（イ）会社の概要が分かる書類（任意様式、パンフレット可）

- (ウ) 事業実績表（様式第3号）
(エ) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
(オ) 市税完納証明書
- ② 提出期限 令和8年1月30日（金）17時15分まで（必着）
③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
④ 提出部数 1部
⑤ 提出場所
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市創業経営支援課 本庁舎9階
⑥ 参加資格確認結果の通知
参加申込書の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、参加資格確認結果を申込者全員に書面にて通知する。

（5）提案書等の提出

- ① 提出書類
- (ア) 提案書（提案様式第1号）
(イ) 企画提案書（任意様式、20頁以内）
(ウ) 参考見積書（任意様式）
- ② 企画提案書
別紙仕様書を参考とし、次に掲げる事項に沿い、実効性のある提案を行うこと。
- (ア) 事業全般に関する事項
- ・ 全体のコンセプトや考え方、目指す方向性
 - ・ 業務実施体制（責任者、担当者、要員など）
 - ・ 全体のスケジュール
 - ・ 協賛等獲得に関する計画
- (イ) 若手起業家育成施設に関する事項
- ・ コンセプト、考え方
 - ・ コミュニティ形成に向けた考え方
 - ・ 起業に関するアドバイザー等の相談体制、また選任にあたっての考え方
 - ・ 若者を呼び込むための創意工夫
- (ウ) セミナー・ビジネスプランコンテストに関する事項
- ・ コンセプト、考え方
 - ・ 実施に関するスケジュール
 - ・ 実施内容
 - ・ 講師や審査員案、またそれぞれの選任にあたっての考え方
 - ・ ビジネスプランコンテストの受賞者特典
- (エ) 広報・情報発信に関する事項
- ・ 紙媒体に関するイメージ、配布方法等

- ・ インターネットを活用した情報発信のイメージ、方法等
 - ・ 若手起業家育成施設やセミナー、ビジネスプランコンテスト等に関する情報発信のイメージ、方法等
- ③ 提出期限 令和8年2月13日（金）17時15分まで（必着）
- ④ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。
- ⑤ 提出部数 正本1部、副本6部（正本1部以外はコピー可とする。）
※内容の確認が困難な場合は、カラーで作成すること。
※①（ウ）は1部とする。
- ⑥ 提出場所 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市創業経営支援課 本庁舎9階
- ⑦ その他
- ・ 提出書類は、A4判縦の左綴じ2穴ファイル綴りで横書きとする。書類の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合は、A3判の利用は可。
 - ・ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ・ 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

（6） プレゼンテーション

- ① 実施日時 令和8年2月20日（金）（予定）
場所：大分市役所 議会棟3階 第4委員会室
※詳細な時間帯等については、「参加資格確認結果」とともに、令和8年2月4日（水）までに通知する。
- ② 実施時間 30分予定（提案書説明15分、質疑応答15分程度）
- ③ その他 順番は提案書の受付順とする。

（7） 選定方法及び選考基準

すべてのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、選定委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者及び次点者を候補者として選定する。
なお、最高得点者が複数いる場合には、選定委員会の多数決により選定する。

① 評価基準および配点

評価項目	配点
業務の目的理解	10
業務体制等	20
提案内容	60
見積価格の評価	10
合計	100

② 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出期限に遅れた場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 本実施要領の内容に違反があった場合
- ・ 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ・ 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにも関わらず、期限内に提出されなかつた場合
- ・ 正当な理由なくプレゼンテーションに応じなかつた場合
- ・ 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ・ その他、選定委員会が不適当と認めた場合

③ 選定結果の通知・公表

選定結果は、全応募者へ書面により通知する。併せて、大分市のホームページにて受託候補者を公表する。

(8) 契約の調整

受託候補者と市との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。なお、協議が整わなかつた場合は、次点者と協議を行うものとする。

(9) 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させた上で、受託候補者と契約を締結する。

(10) 委託業務の一括再委託の禁止

委託業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で、必要と思われるものについては、市と協議の上、委託業務の一部を委託することができるものとする。

(11) 個人情報保護

大分市個人情報保護条例等に基づき、委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。
また、委託業務により取得した個人情報は、業務終了後ただちに市に引き渡すものとする。

(12) 守秘義務

委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(13) その他

- ① 公募手続きにおいて使用する言語、通貨は日本語、日本円とする。
- ② 本プロポーザルに係る費用は、すべて申込者の負担とする。
- ③ 参加者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。
- ④ 提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ⑤ 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、市と提案者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- ⑥ 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が定める。

(14) 問合せ先（事務局）

大分市商工労働観光部創業経営支援課（担当：坂本、渡邊）

T E L : 097-585-6029（直通） F A X : 097-533-6117

メール : keikin@city.oita.oita.jp